

第4章 外国人登録の実施状況

第1節 新規登録及び登録の閉鎖

外国人登録は、外国人が我が国に入国し、あるいは我が国で出生した場合などの際に登録の申請（新規登録）をすることから始まり、その外国人の我が国からの出国、あるいは死亡等による外国人登録原票（注1。以下「登録原票」という。）の閉鎖によって終了する。

新規登録件数について平成10年度から14年までの推移を見ると（注2）、10年度の24万3,962件から、12年は大幅に増加、その後13年までは増加したが、14年はやや減少し33万1,661件となっている。新規登録を事由別に見ると、入国によるものは13年まで増加したが、14年はやや減少している。出生、日本国籍離脱・喪失については、減少傾向を示している。14年の新規登録の事由別件数についてその構成比を見ると、入国によるものが31万9,155件で全体の96%を占め、次いで、出生3.6%、日本国籍離脱・喪失0.02%の順となっている。

表5-1 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況 (件)

区分	年	平成9	10	11	12	13	14
新規登録	総数	257,411	243,962	258,080	327,298	341,652	331,661
	入国	243,833	230,424	244,867	313,901	328,924	319,155
	出生	12,692	12,812	12,528	12,691	11,986	11,809
	日本国籍離脱・喪失	161	106	92	83	85	76
	その他	725	620	593	623	657	621
登録閉鎖	総数	186,523	220,095	211,162	220,219	223,684	271,204
	出国	163,285	196,411	186,765	196,475	201,187	250,055
	日本国籍取得	16,766	16,908	17,863	17,240	15,903	14,793
	死亡	5,520	5,686	5,849	5,806	5,771	5,623
	その他	952	1,090	685	698	823	733

(注) 平成10年度までは「年度」単位で集計を行っていたが、11年以降は暦年で集計を行っている。



外国人登録証明書

登録原票の閉鎖件数について10年度から14年までの推移を見ると、10年度は22万95件で、その後増加しており、14年は10年度と比べ5万1,109件（23.2%）増加し、27万1,204件となっている。登録原票の閉鎖件数を事由別に見ると、出国によるものは毎年増加しており、日本国籍取得によるものは11年は増加したが、12年以降減少傾向にある。また、死亡は5,500～5,800件程度で推移している。

14年の登録原票の閉鎖件数について構成比を見ると、出国によるものが25万55件で全体の92.2%を占め、次いで、日本国籍取得によるもの（約5.5%）、死亡によるもの（2.1%）の順となっている（表51）。

（注1）外国人登録原票

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を公証する外登法上の原簿のこと。

（注2）外国人登録事務に関する件数の統計は、平成10年度までは「年度」単位で集計を行っていたが、11年以降は暦年で集計を行っている。

第2節 変更登録

登録原票に登録されている事項の中には、居住地、在留の資格、在留期間、職業など新規登録後の事情の変更等によって変わるものがあるので、登録原票や外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の記載を事実と合致させるため、外国人に対し、登録されている事項に変更が生じたときは、所定の期間内に変更登録申請を行うことを義務付けている。

平成14年における変更登録総数は161万9,322件で、そのうち居住地変更登録申請件数は41万1,268件であり、居住地以外の変更登録申請件数は120万8,054件に上っている。

居住地変更登録申請件数は、13年に初めて40万件を超え、14年はやや減少し41万1,268件であった（表52）。

第3節 登録証明書の切替（登録事項の確認）

新規登録後の登録の正確性を維持するため、登録している外国人は、一定期間ごとに市区町村長に対し登録原票の記載が事実と合っているかどうかの「確認」の申請をすることが義務付けられており、当該市区町村長による所定の確認を受けると、登録証明書は切り替えられ、新しい登録証明書が交付される。

なお、登録の確認については、昭和55年の外登法の改正により登録証明書を著しくき損し、又は汚損した場合の引替交付、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合の再交付の手続の際にも行うこととされた。62年の同法改正においては、それまで5年ごとであった確認申請の期間を、原則として5回目の誕生日ごととし、平成11年の同法改正においては、当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは7回目の誕生日とされた。

14年の登録確認（切替）申請件数は、21万5,815件に上っている（表53）。

表52 変更登録の状況 (件)

年	区分	居住地	居住地以外	総数
昭和30		181,113	47,651	228,764
35		174,637	100,834	275,471
40		154,922	198,419	353,341
45		148,578	266,792	415,370
50		137,195	346,942	484,137
55		164,026	374,366	538,392
60		141,276	445,040	586,316
平成2		216,713	883,814	1,100,527
7		317,807	980,901	1,298,708
8		349,092	982,917	1,332,009
9		378,427	1,028,257	1,406,684
10		351,682	1,051,441	1,403,123
11		352,107	1,100,388	1,452,495
12		388,279	1,175,414	1,563,693
13		411,405	1,090,251	1,501,656
14		411,268	1,208,054	1,619,322

(注1)「」は、登録証明書の切替年度。

(注2)平成10年度までは「年度」単位で集計を行っていたが、11年以降は暦年で集計を行っている。

表53 登録確認の状況 (件)

年	区分	確認
昭和35年		50,457
40		485,439
45		77,341
50		117,087
55		422,568
60		338,522
平成2		337,760
7		260,014
8		193,119
9		169,451
10		165,890
11		211,991
12		290,095
13		220,069
14		215,815

(注1)「」は、登録証明書の切替年度。

(注2)平成10年度までは「年度」単位で集計を行っていたが、11年以降は暦年で集計を行っている。

第4節 地方自治体と外国人登録

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするために収集された登録記録は、外国人の出入国管理を始め国の各行政分野のみならず、地方公共団体すなわち市区町村による住民行政又はそれと密接に関連するそれぞれの行政分野においても幅広く利用されており、それだけに、市区町村の機能と切り離すことのできない関係にあるといえる。

また、在留外国人又はその代理人、国の機関等は、公的又は私的な関係において当該外国人の居住関係や身分関係を立証あるいは把握等するための資料を必要とすることがあるが、こうした外国人等からの請求に基づき、市区町村長は、行政証明事務として登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を発給しており、平成14年における発給件数は、122万7,456件に上っている。

ところで、外国人登録の事務は、全国を通じて統一的に実施される必要があるため、入国管理局においては、市区町村職員の外国人登録関係法令の知識習得と外国人登録事務の適正かつ効率的な運営を確保するため、外国人登録事務に従事する市区町村職員を対象とした中央研修を実施しているほか、各都道府県単位で実施している研修会に入国管理局の職員を講師として派遣し、適正な取扱いの周知徹底を図っている。

ワンポイント解説

登録原票記載事項証明書

外国人登録原票は、個人情報保護のため、原則として非公開とされているところ、外国人登録原票に登録された事項は、外登法第4条の3に定める場合に限って開示することができることとされ、開示の方法の一つとして登録原票記載事項証明書を交付することとされている。